

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



[12]
2024

2024年12月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば
当事務所までお問い合わせください。



- ◆滞納危機を切り抜ける中小事業者の消費税対策
- ◆自公国3党が”103万円の壁”見直して合意
- ◆小規模企業共済 貸付条件
- ◆知っておきたい！経営指標 経営安全率
- ◆ストレスチェック実施義務 50人未満事業場にも拡大へ
- ◆令和7年4月1日 高年齢雇用継続給付金の支給率変更
- ◆2023年 年末賞与支給状況
- ◆M&A譲渡し情報

滞納危機を切り抜ける

中小事業者の

消費税対策

消費税の負担に苦しむ事業者が増えている。税金を納められずに滞納し、そのまま納付が長期にわたって滞れば、延滞税の負担が本税に加わるだけでなく、事業用財産の差し押さえにまで発展しかねない。複数回の増税によって税率10%の重負担が押し掛かる中、適用漏れが毎年多い消費税負担の軽減策を確認しておきたい。

東京商工リサーチが今年4月に公表した「全国企業倒産件数（負債1千万円以上）」では、税金や社会保険料の滞納を苦に倒産する企業が、1年で3・4倍に急増していることが明らかとなった。コロナ禍の資金繰り支援として認められていた納税猶予が終了したことが企業にとって負担となっており、状況が浮き彫りとなった。

納税先送りや課税方式変更も視野に

また国税庁が発表した国税の滞納残高は、2023年度末で前年度比3・7%増の9276億円。そのうち消費税は3580億円を占める。

そして三度目が10%への引き上げ後に当たる21年度だ。近年はコロナ禍という予想せぬ不況も加わり、納税資金の不足という事態が多額の中小企業を苦しめている。いまや10%まで引き上げられた消費税は、事業者にとって重い負担となっている。こうした中で、中小企業が負担軽減のために取れる手はあるのか。

消費税の納税資金を確保できない場合に見逃すわけにはいかないのが納税時期の先送りという手法だ。消費税は前事業年度の納税額が48万円以下の法人を除き、事業年度の途中に「中間申告」をして税金を納め、事業年度終了後に実際の業績に合わせて税額を調整する仕組みとなっている。中間申告の税額は前期の納税額を基に計算する

金額が印字されている。だが前期の納税額に應じた額を必ず支払わなければならぬことになる。好業績で多額の消費税を納めた翌年に業績が悪化した場合、事業者の負担が重く、納税資金が不足するということになりかねない。そのように前期と今期の売上差が大きい事業者は、原則通りに前期の消費税額に基づいた額を納税額とせず、今期の決算を中間申告の時点で仮に行い、その数字に基づいた税額を納めることも可能だ。

簡易課税方式は、消費者や取引先から受け取った売上分の消費税と、業種ごとに定められた「みなし仕入れ率」に基づき算出した仕入れ分の消費税で税額を計算する方式。みなし仕入れ率は、最も有利な割合である90%を適用できる「卸売業」から、売上から差し引ける割合が40%で最も低い「不動産業」まで、業種ごとに6区分に分かれる。原則課税方式と違い、実際の仕入れ分の消費税額は考慮に入れない。すなわち仕入れの際に支払った税額が高額でも、その額を売上分の消費税から控除できず、還付を受けることもできない。そのため、設備

申告で調整するので、トータルは変わらない。仮決算の手間やコストを踏まえて中間申告の方法を選ぶようにしたい。

新規発生滞納額の55%は消費税

【表】令和5年度 主要税目別の租税滞納状況(単位:億円) 国税庁資料より作成

	前年度末		令和5年度	
	滞納整理中の額	新規発生滞納額	滞納整理中の額	滞納整理中の額
所得税	3659	2051	1895	3815
源泉所得税	1127	381	375	1134
申告所得税	2532	1669	1520	2681
法人税	1267	1001	1035	1233
相続税	527	464	432	560
消費税	3409	4383	4212	3580
その他税目	86	99	97	88
全税目合計	8949	7997	7670	9276

課税方式の切り替えは原則として事業年度の開始前に税務署に届けなければならぬ。通常の課税方式の変更は選択した方式を少なくとも2年は継続する必要がある。あくまでも納税者が選択するもので、有利な方式に自動的に切り替わるわけではないので、どちらが税負担が少なくて済むのかということを確認しておく必要がある。

自公国3党が“103万円の壁”見直しで合意

政府がまとめる新たな経済対策に明記

自民党と公明党、国民民主党の3党は11月20日、政府が近くまとめる新たな経済対策に「103万円の壁」の見直しを盛り込むことで合意した。

10月の衆議院選挙で与党である自公両党の議席は過半数を下回り、税制改正法案等を国会で成立させるためのキャスティングボートを握る国民民主党の協力が不可欠となったことで、これまで与党のみで事実上決めていた税制改正プロセスは様変わりしている。

自民党は25日より、同党の税制調査会で令和7年度税制改正の議論を本格的に始める。例年は12月10日過ぎに与党の税制改正大綱をまとめているが、今後の議論の展開次第で、決定時期は不透明な状況となっている。

自公国3党による協議が進む

国民民主党は、103万円の壁の見直しに係る所得税の基礎控除等を103万円から178万円に引き上げることを与党に強く求めている。国民民主党の意向を踏まえ、自民党・公明党・国民民主党による3党で協議が行われ、11月20日には、新たな経済対策に「いわゆる『103万円の壁』については、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる」と明記する合意を得た。引上げ幅は今後の税制改正の議論により決まる。

また、同日あった3党の税調会長らによる協議では、国民民主党が与党に令和7年度税

制改正の要望を提示。最重点項目として、所得税の基礎控除等の178万円への引上げや特定扶養控除の年収要件の引上げを、重点項目としては年少扶養控除の復活や扶養控除の維持・拡大、消費税5%への時限的引下げやインボイス制度の廃止などを挙げている。

そのほか、令和7年度税制改正においては、事業承継税制の役員就任要件の見直しなどが議論される見込みだ。

令和7年度税制改正で議論される主な論点

- ・所得税の基礎控除等の103万円から178万円への引上げ
- ・特定扶養控除の年収要件の引上げ
- ・事業承継税制の役員就任要件の見直し

小規模企業共済

退職後のゆとりある生活を応援します

あ
ん
し
て
ん

3つのポイント



安心確実な運営

掛金全額所得控除

経営者の退職金



Point 1

安心確実な運営

国が**全額出資**している独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構）が小規模企業共済法に基づき運営しています。多くの経営者の方に支持されている実績のある制度です。

国が作った
共済制度

在籍者数
161万人

2022年度末時点



Point 2

掛金全額所得控除

掛金全額「小規模企業共済等掛金控除」として**課税対象所得から控除**。税制上優遇措置があり大変お得です。

掛金全額所得控除後の例 <課税対象所得 400万円の場合>

掛金月額 3万円	加入前税額 785,300 円	加入後税額 675,800 円	20年続けると・・・
		109,500 円 お得	2,190,000 円 お得

Point 3

経営者の退職金

事業をやめられた後の生活の備えとなる「**経営者の退職金**」です。
廃業・退職時に受取可能です。 共済金一括受取：退職所得扱い
満期や満額はありません。 共済金分割受取：公的年金等の雑所得扱い

共済金額の例 <掛金月額 3万円の場合>

掛金年数 20年 (240月)	掛金合計 7,200,000 円
事業の廃止・会社の解散	8,359,200 円
65歳以上かつ事業継続中	7,976,400 円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることがあります。



オンライン
シミュレーション
できます！

小規模共済 シミュレーション

検索

貸付条件 各貸付けの条件は次のとおりです。

	一般貸付け	傷病災害時貸付け	創業転業時・新規事業展開等貸付け
(1) 貸付限度額	掛金の範囲内です。(掛金納付月数により、掛金の7割～9割となります)		
貸付額(上限)	2,000万円	原則1,000万円(注1)	1,000万円
貸付額(下限)	10万円以上	50万円以上	50万円以上
あわせ貸しの場合	複数の種類の共済契約者貸付けをあわせて借りる場合は、2,000万円が上限となります。		
(2) 貸付金の使途	事業資金(運転・設備) 事業関連資金	事業資金(運転・設備)	事業資金(運転・設備) 事業関連資金
(3) 貸付期間	①貸付額100万円以下 6か月または12か月 ②貸付額105～300万円 6か月、12か月 または24か月 ③貸付額305～500万円 6か月、12か月、24か月 または36か月 ④貸付額505万円以上 6か月、12か月、24か月、 36か月または60か月	①貸付額500万円以下 36か月(3年) ②貸付額505万円以上 60か月(5年)	①貸付額500万円以下 36か月(3年) ②貸付額505万円以上 60か月(5年)
(4) 償還方法	①貸付期間が6か月と12か月は、期限一括償還 ②貸付期間が24か月、36か月および60か月は、6か月ごとの元金均等割賦償還	6か月ごとの元金均等割賦償還	6か月ごとの元金均等割賦償還
(5) 利率(注2)	1.5%	0.9%	0.9%
(6) 利子支払方法	①期限一括償還 貸付時一括前払い ②割賦償還 貸付時および償還時に6か月分前払い	貸付時および償還時に6か月分前払い	貸付時および償還時に6か月分前払い
(7) 延滞利子	年14.6%	年14.6%	年14.6%
(8) 担保・保証人	不要	不要	不要
(9) 申込受付期間	代理店の営業日に随時受付	傷病/入院した日から6か月以内 災害/災害が発生した日から6か月以内	創業転業時/事業発生日から1年以内または事業発生日前6か月から 新規事業展開等/事業多角化または新規事業開始等予定日前6か月から
(10) 借入窓口	登録した代理店(登録申出がない場合は商工組合中央金庫の本店または支店)	商工組合中央金庫の本店または支店 (借入申込は中小機構)	商工組合中央金庫の本店または支店 (借入申込は中小機構)

(注1) 傷病災害時貸付けの貸付限度額

共済契約者(会社等の役員であるときは、その会社等)が前年度確定申告書に添付した決算書に基づき次の計算を行って得た額が1,000万円を超えないときは、この計算を行って得た額。
【計算式】(流動負債－当座資産)÷1/2(給与+賃金+そ

福祉対応貸付け	緊急経営安定貸付け	事業承継貸付け	産業準備貸付け
掛金の範囲内です。(掛金納付月数により、掛金の7割～9割となります)			
1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
50万円以上	50万円以上	50万円以上	50万円以上
複数の種類の共済契約者貸付けをあわせて借りる場合は、2,000万円が上限となります。			
福祉資金	事業資金(運転・設備)	事業承継資金	事業廃止資金
①貸付額500万円以下 36か月(3年) ②貸付額505万円以上 60か月(5年)	①貸付額500万円以下 36か月(3年) ②貸付額505万円以上 60か月(5年)	①貸付額500万円以下 36か月(3年) ②貸付額505万円以上 60か月(5年)	12か月(1年)
6か月ごとの元金均等割賦償還	6か月ごとの元金均等割賦償還	6か月ごとの元金均等割賦償還	期限一括償還
0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
貸付時および償還時に6か月分前払い	貸付時および償還時に6か月分前払い	貸付時および償還時に6か月分前払い	貸付時一括前払い
年14.6%	年14.6%	年14.6%	年14.6%
不要	不要	不要	不要
改変等または購入予定日前6か月から	売上高が減少した最近3か月間または6か月間として算定された最終月の翌月から3か月以内	事業承継日から1年以内または事業承継予定日の前日から	事業廃止予定日の1年前から
商工組合中央金庫の本店または支店 (借入申込は中小機構)	商工組合中央金庫の本店または支店 (借入申込は中小機構)	商工組合中央金庫の本店または支店 (借入申込は中小機構)	商工組合中央金庫の本店または支店 (借入申込は中小機構)

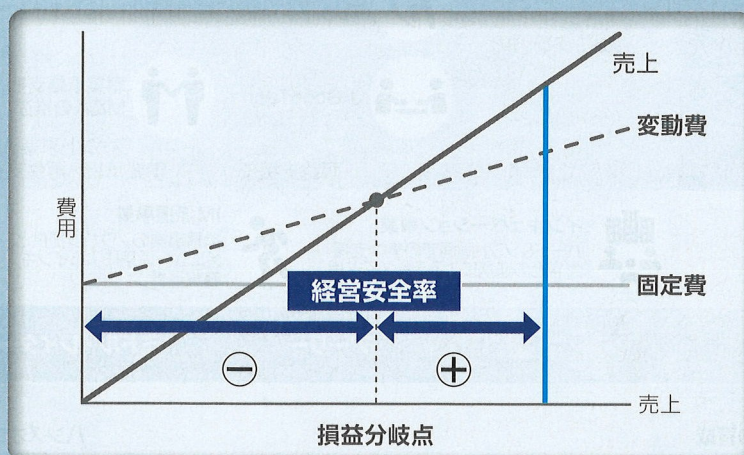
(注2) 貸付利率について

最新の貸付利率は、以下のウェブページの下部をご参照ください。
(https://kyosai-web.smri.go.jp/customer/skyosai/loan/index_02.html)

Series
知っておきたい！ 経営指標

【監修】 税理士 多勢陽一

経営安全率



$$\star (\text{売上高} - \text{損益分岐点売上高}) \div \text{売上高}$$

8月号で「限界利益」を解説した際、損益分岐点売上高を説明しました。損益分岐点とは売上高が「変動費＋固定費」とトントンになる額のこと、式にすると「固定費÷限界利益率」ということになります。

上のグラフをご覧ください。経営安全率とは、実際の売上高が、損益分岐点売上高をどれだけ上回っているかを示す指標です。実際の売上高があと何%減少したら、経常利益がゼロになるかを知ることができます。

欠損企業では実際の売上高が損益分岐点売上高を下回っているため、経営安全率はマイナスとなります。

例えば、経営安全率が20%であるとする、不慮の災害などで売上高が20%減少しても赤字には陥りません。つまり、経営安全率が高ければ高いほど企業としての耐久力が高く、低いほど脆いということになります。

令和6年版BAST（TKC経営指標）で見てみましょう。優良企業の経営安全率は平均14・4%、黒字企業は11・5%、欠損企業は▲6・2%、全体の平均は5・3%となっています。

マイナスは当然ながら「危険」

水域ですが、0～5%は「要注意」と言えるでしょう。10%超で「及第点」、15%を超えれば「安全」と見てよいでしょう。

「高付加価値」「生産性向上」「無駄を省く」がキーワード

経営安全率をプラスにし、さらに引き上げていくためには、まずは、損益分岐点売上高を意識してください。経営安全率を引き上げるためのアプローチには、①売上単価を上げて限界利益率を高める、②変動費率を下げて限界利益率を高める、③固定費を減らす、が挙げられます。

「顧客満足度を高めることで自社の製品やサービスを高付加価値化できないか」「生産性を向上させて限界利益率を高められないか」「原価や経費を予算化する、在庫管理を徹底することで無駄を省くことはできないか」など、あらゆる角度からの検討を行い、全社一丸となって取り組むことによって、経営安全率を高めることができます。リーマン・ショックや新型コロナウイルス禍などの外的な要因により業績が低迷してしまった苦い経験を忘れることなく、平常時から経営安全率を意識した経営を展開していきたいでしょう。

ストレスチェックの実施義務が 50 人未満事業場にも拡大へ

◆来年通常国会に改正法案提出予定

11 月 6 日に開催された労働政策審議会安全衛生分科会に、50 人未満事業場へのストレスチェック実施を義務化する案が示され、概ね了承されました。今後は厚生労働省が報告書をまとめ、来年の通常国会に労働安全衛生法の改正法案が提出される見通しとなっています。

精神障害の労災支給決定件数が、ストレスチェック制度の創設された 2014 年に比べ約 2 倍に増えている一方、50 人未満事業場ではメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合が低い(令和 5 年労働安全衛生調査による)ことから、実施義務の範囲が拡大されることとなりました。

実施負担に配慮した施策が講じられる案では、実施結果の監督署への報告義務は課さない、また、50 人以上の事業場における実施内容を一律に求めることは困難として、国が現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルを作成する、との方向性が示されています。このほか、支援体制の整備等のため、施行までに十分な準備期間を設けるともされています。

◆「集団分析・職場環境改善」は努力義務

ストレスチェック制度では、集団分析を実施し、その結果を勘案して「当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずる」努力義務も課されていますが、50 人以上の事業場も含めて、「義務とすることは時期尚早」とされたため、義務化は見送られました。



令和 7 年 4 月 1 日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的として設けられた給付です。60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度となっています。

この制度について、改正雇用保険法により、2025年4月から支給率の上限が15%から10%に変更になることが決まりました。今回、厚生労働省から変更内容がまとめられたリーフレットが公開され、その内容が明らかになりました。

対象は、2025年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた人となります。なお、2025年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた人は2025年3月31日までの支給率から変更はありません。

◎2025年4月1日以降に60歳に達する従業員を中心に、あらかじめ制度の変更を説明しておくといでしょう。

支給率早見表（令和7年4月1日以降）

60歳到達等時点の賃金月額（60歳に到達等する前6か月間の平均賃金）と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

申請手続きについて

具体的な支給申請手続きについては、パンフレット「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて」をご覧ください。

**高年齢雇用継続給付の内容及び
支給申請手続きについて**
被保険者・事業主のみなさんへ

高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

60歳に達したときに被保険者であった期間が5年以上であるなど一定の受給要件を満たし、この給付金の支給を受けようとする場合には、公共職業安定所（ハローワーク）に支給申請等の手続きを行ってください。

高年齢雇用継続給付は在職者を対象とする給付金であり、事業主の方を経由して支給申請等の手続きを行っていただくようお願いいたします。

なお、賃金証明書や受給資格確認書の提出がなかったり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

※令和7年4月1日以降に60歳となる方等は支給率が下がります。詳細は、p7をご覧ください。

厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所（ハローワーク）



ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html

2023年の年末賞与支給状況

今年も年末賞与の季節を迎えます。ここでは参考情報として、厚生労働省の調査結果※から主な産業別に、昨年（2023年）の年末賞与の支給状況をみていきます。

支給額は給与1ヶ月超に

上記調査結果から、2023年の年末賞与支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などを産業・事業所規模別にまとめると、下表のとおりです。

調査産業計（以下、全体）の1人平均支給額は5～29人が27.5万円で、前年比0.3%の増加です。30～99人は35.1万円で同1.1%の減少となっています。2022年の年末賞与では、ど

ちらの規模も前年より増加しましたが、2023年は増減が分かれました。

全体のきまって支給する給与に対する支給割合は5～29人が1.02ヶ月、30～99人が1.15ヶ月で、どちらの規模も1ヶ月を超えました。

全体の支給事業所数割合は5～29人が65.7%、30～99人が90.5%となっており、6割以上の事業所が年末賞与を支給していることがわかります。

2023年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など(1)

産業	支給労働者1人平均支給額（千円、%）				きまって支給する給与に対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合（%）	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	275	0.3	351	-1.1	1.02	1.15	65.7	90.5
建設業	358	3.4	517	-8.1	1.06	1.38	72.7	92.0
総合工事業	348	-4.6	533	-2.9	1.01	1.35	73.6	91.4
職別工事業	293	-2.9	426	-6.5	0.98	1.20	70.2	100.0
設備工事業	433	23.6	517	-17.5	1.23	1.45	74.0	90.4
製造業	286	2.1	391	6.9	0.99	1.23	71.7	93.9
消費関連製造業	193	-4.5	285	10.4	0.80	0.97	60.7	91.1
素材関連製造業	301	4.3	435	6.1	1.00	1.38	77.6	95.7
機械関連製造業	361	3.7	438	7.6	1.17	1.31	76.7	94.8
食料品・たばこ	177	-9.3	279	17.8	0.83	0.96	61.1	93.3
繊維工業	199	5.8	248	-5.0	0.75	0.96	61.7	87.6
木材・木製品	256	-10.7	342	3.1	1.02	1.19	79.9	89.9
家具・装備品	231	11.9	280	-6.7	0.75	0.93	70.3	88.1
パルプ・紙	226	22.9	385	3.3	0.83	1.22	81.0	96.4
印刷・同関連業	218	13.6	335	9.1	0.78	1.05	60.5	87.3
化学、石油・石炭	523	56.7	602	5.0	1.45	1.80	80.4	93.8
プラスチック製品	237	-6.2	331	6.7	0.84	1.06	66.8	96.5
ゴム製品	327	58.2	390	13.4	0.94	1.29	83.1	95.1
窯業・土石製品	342	41.1	428	10.5	1.18	1.34	72.8	100.0
鉄鋼業	324	-9.9	560	1.3	1.05	1.75	76.8	98.1
非鉄金属製造業	334	31.8	499	-0.4	1.22	1.59	67.0	95.8
金属製品製造業	272	-19.7	419	8.4	0.89	1.36	83.1	94.9
はん用機械器具	481	17.5	399	-5.5	1.46	1.27	89.2	95.3
生産用機械器具	316	-4.5	547	3.9	1.05	1.44	85.9	99.4
業務用機械器具	384	34.6	424	-4.3	1.24	1.34	71.7	90.0
電子・デバイス	277	-12.8	369	20.1	0.92	1.20	57.9	82.7
電気機械器具	348	-15.9	397	36.5	1.10	1.35	65.5	96.9
情報通信機械器具	547	17.2	325	-4.6	1.42	1.08	69.3	81.1
輸送用機械器具	370	22.6	404	0.2	1.30	1.17	76.2	98.1
その他の製造業	205	-18.7	303	6.1	0.81	1.03	54.8	90.7

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2023年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

産業	支給労働者1人平均支給額 (千円、%)				きまって支給する給与に対する支給割合 (ヶ月)		支給事業所数割合 (%)	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
電気・ガス・熱供給等	581	-15.5	767	1.6	1.63	1.83	92.7	92.0
情報通信業	481	25.9	509	-0.7	1.33	1.45	62.5	87.0
情報サービス業	555	13.5	530	-0.5	1.55	1.45	61.7	87.3
映像音声文字情報	450	20.2	715	11.4	1.20	1.65	54.5	87.2
運輸業、郵便業	294	-10.7	349	7.3	0.93	1.02	57.0	90.7
道路旅客運送業	474	459.4	191	8.4	1.64	0.65	31.6	81.3
道路貨物運送業	221	4.5	306	1.9	0.70	0.92	51.5	90.3
卸売業、小売業	298	4.0	327	-5.2	1.04	1.02	69.1	88.7
卸売業	490	4.4	589	-4.8	1.47	1.58	83.4	91.3
繊維・衣服等卸売業	315	-21.4	443	38.7	0.97	1.29	91.3	70.0
飲食料品卸売業	419	27.0	454	32.2	1.33	1.29	83.4	90.2
機械器具卸売業	556	-6.6	680	-15.2	1.60	1.87	84.7	90.2
小売業	200	-1.7	147	-2.5	0.82	0.66	63.3	87.1
各種商品小売業	40	-51.8	105	-13.6	0.29	0.58	39.4	100.0
織物等小売業	176	41.6	59	-71.7	0.74	0.46	77.4	37.9
飲食料品小売業	78	6.5	81	-7.6	0.49	0.49	35.5	87.4
機械器具小売業	462	7.6	527	11.5	1.35	1.50	76.2	100.0
金融業、保険業	542	6.0	607	10.7	1.70	1.59	91.3	90.8
不動産業、物品賃貸業	451	-7.3	416	-20.9	1.39	1.21	68.4	89.9
不動産業	453	-17.9	415	-15.6	1.44	1.22	68.2	91.1
物品賃貸業	447	37.9	420	-28.9	1.23	1.17	69.1	87.7
学術研究等	456	-1.6	599	2.4	1.35	1.58	74.8	89.1
専門サービス業	424	1.3	488	2.9	1.30	1.36	68.6	86.2
広告業	249	-8.3	424	13.6	0.88	1.18	54.6	71.0
技術サービス業	451	3.3	608	2.6	1.33	1.60	79.3	91.2
飲食サービス業等	46	-9.6	67	7.2	0.38	0.39	41.9	83.6
宿泊業	98	-43.6	113	7.4	0.68	0.60	50.2	81.0
飲食店	32	-14.5	52	16.8	0.30	0.31	38.3	84.1
持ち帰り・配達飲食	88	19.7	121	-14.3	0.53	0.61	54.8	84.3
生活関連サービス業等	124	-7.7	178	2.4	0.61	0.77	45.6	81.6
娯楽業	103	-12.6	162	-9.0	0.56	0.76	55.6	86.2
教育、学習支援業	333	-11.7	620	1.2	1.30	1.86	70.1	98.8
学校教育	483	0.1	633	0.8	1.71	1.89	82.4	99.3
他教育、学習支援	170	-30.8	476	6.4	0.99	1.49	63.1	92.4
その他のサービス業	348	6.5	297	25.7	1.15	1.02	69.6	83.9
廃棄物処理業	235	-22.1	386	3.7	0.91	1.20	79.0	97.8
自動車整備等	408	-3.0	564	16.2	1.19	1.48	71.2	90.9
職業紹介・派遣業	227	0.0	137	23.1	1.10	0.73	71.1	56.1
他の事業サービス	371	30.9	284	41.8	1.10	0.93	64.0	87.5

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

産業別の状況

次に産業別の1人平均支給額をみると、5～29人は電気・ガス・熱供給等の58.1万円が最も高くなりました。機械器具卸売業と情報サービス業も55万円を超えました。30～99人も、電気・ガス・熱供給等が76.7万円です。映像音声文字情報も70万円を超え

ています。

きまって支給する給与に対する支給割合は、どちらの規模も学校教育が最も高くなりましたが、2ヶ月には届きませんでした。

支給事業所数割合は30～99人で100%となる産業がありますが、5～29人では90%台が最高となっています。今年の年末賞与はどのような結果となるのでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、常用労働者5人以上の約200万事業所から抽出した約3.3万事業所を対象にした調査です。支給労働者1人平均支給額は、賞与を支給した事業所の全常用労働者についての1人平均賞与支給額です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した、きまって支給する給与に対する賞与の割合(支給月数)の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。他の規模のデータなど詳細は、次のURLのページ内の全国調査(年末賞与の結果)から確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

M & A 譲渡し情報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW 精神科クリニック	関東地方	3億円～4億円	応相談
NEW 建築資材の卸・内装建築工事	関東地方	5億円	応相談
NEW IT/WEB・メディア・情報通信	関東地方	4億円	応相談
NEW 精神科クリニック	関東地方	6千万円	応相談
NEW 内科クリニック	関東地方	9千万円	応相談
NEW 内科クリニック	関東地方	1億円	応相談
特定健康食品・医薬品等の製造・販売	関東地方	5億円～10億円	応相談
プロジェクトマネジメント会社	関東地方	2千万円	応相談
プラスチック成型業	関東地方	5千万円	応相談